

# 時事ネタ WATCH



## 同性パートナーの権利保障を大きく進める2つの判決

この3月、同性パートナーの権利保障を大きく進める裁判の判決が一つ出されました。順に紹介していきます。

●札幌高裁が  
「同性婚を認めていない  
民法は憲法二十四条一項  
に違反！」

本誌でも度々紹介していた  
結婚の自由をすべてのひとに」

れ、全国五カ所（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の地方裁判所で裁判が続いていましたが、順次、判決が言い渡され（本誌三十五号）、審理は各高等裁判所に移っていました。初めての高裁判決が、三月十四日、札幌高裁で言い渡されました。

札幌高裁は、民法等の婚姻に  
関する諸規定は、憲法二十四条  
及び十四条一項に違反すると判  
断しました。

一性的指向及び同性間の婚姻の自由は、憲法十三条によっても、人格権と同様に、重要な法的利益と解される。そして、憲法二十四条は、憲法十三条を受

けて定められており、同条二項が同性間の婚姻を文言上は直接的に保障していないとしても、同条二項が定めるとおり、個人の

この詫説で憲法二十四条違反を認めた判決は初めてです。今後の高裁、そして最高裁判決が注目されます。

上で、現行法の規定が憲法二十  
四条に違反すると判断しまし  
た。

ところが、本件規定は、同性間の婚姻を許しておらず、同性愛者は婚姻による社会生活上の制度の保障を受けられない。このことにより、社会生活上の不利益を受け、その程度も著しいということだけではなく、アイデンティティの喪失感を抱いたり、自身の存在の意義を感じることができなくなったり、個人の社会的な信用、評価、名譽感情等を維持するなどが困難になったりするなど、個人の尊厳を成す人格が損なわれる事態となつて

尊厳が家族を単位とする制度的な保障によって社会生活上実現可能であることを踏まえると、同条一項は人の人との間の婚姻の自由を定めたものであって、同性間の婚姻についても、異性間の婚姻と同程度に保障する趣旨であるというべきである。…

●最高裁が  
「同性パートナーも  
遺族給付金支給の  
「配偶者」に該当しうる！」

三月二十六日、最高裁判所は、同性パートナーを殺害さ

付制度に基づき遺族給付金の支給を求めた裁判で、控訴審判決を破棄し、犯罪被害者と同性の者であることのみをもって犯給法五条一項一号の「配偶者（事实上婚姻關係と同様の事情にあつた者）」に該当しないとすることは同条項の

法律上同性のパートナーも「配偶者（事实上婚姻關係と同様の事情にあつた者）」に該当し、趣旨に照らして相当でなく、

ました。

男性が「事实上婚姻關係にて、同様の事情にあつた者」として、犯罪被害給付制度の遺族給付金の支給申請をしたこと



に対し、愛知県公安委員会が、被害者と上告人が法律上同性であることのみを理由に不支給裁定をしたため、その取消しを求めていました。

一審の名古屋地裁及び控訴審の名古屋高裁は、**同性同士のカップルを異性同士の法律関係と同視する社会通念**また

は社会的意識が醸成されていないことを理由に、犯給法上の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」には同性パートナーは含まれないとして、同性カップルは犯給法上の事実婚配偶者にあたらないと判断していました。

これに対し、最高裁は、次

神的・経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからであると解される。しかるところ、そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者

し、同性カップルも事实上婚姻関係と同様の関係にある者に該当しうると判断しました。

以上によれば、犯罪被害者と同性の者は、犯給法五条一項一号括弧書きにいう『婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者』に該当し得ると解するものが

「婚姻の届出を  
していないが、  
事実上婚姻関係  
と同様の事情に  
あつた者」を掲  
げているのも、  
婚姻の届出をし  
ていないため民  
法上の配偶者に  
本判決は、同性のパート  
ナーが犯給法五条一項一号の  
定める「配偶者」である「事  
実上婚姻関係と同様の事情に  
あつた者」に該当しうること  
を正面から示した初めての判  
決です。今後、大きな意義を  
持つと言えるでしょう。

該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事实上婚姻関係と同様の事情にあつたといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからであると解される。しかるところ、そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性

2つの判決されました。

は社会的意識が醸成されていないことを理由に、犯給法上の「事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者」には同性パートナーは含まれないとして、同生カップルは犯給法上の事

お知らせとお詫び

前号掲載の「神社で同性パートナーと神前結婚式をしようとしたら…(前編)」の後編は、今号に掲載予定でしたが、前記2つの判決が出ましたので、次号とさせて頂きます。申し訳ありません。